

① 商標権侵害

(1) 専用権

商標権者は、指定商品・役務について登録商標の使用をする権利を専有します。すなわち、指定商品・役務と**同一の商品・役務**について、登録商標と**同一の商標**を、独占的に使用する権利を有しますので、権原のない第三者が使用すると商標権の侵害となります。

ただし、自己の氏名や会社名について他人が商標登録しても、商標権侵害にはならないとされています。また、商品等の普通名称や商品等の特徴など識別力のない文字等についても同様です。

(2) 禁止権

①指定商品・役務についての登録商標に**類似する商標**の使用、②指定商品・役務に**類似する商品・役務**についての登録商標の使用、③指定商品・役務に**類似する商品・役務**についての登録商標に**類似する商標**の使用は、商標権を侵害するものとみなされます。なお、他人の使用を禁止できるだけで、使用する権利がある訳ではありません（他人の権利が及んでなければ使用できます）。

(3) 商標の機能

①需要者に自己の商品等と他人の商品等を識別させるための**自他商品等識別機能**、②商品等が誰から提供されたか生産者や販売者を示すための**出所表示機能**、③提供者の商品等であるという信用を需要者に与えるための**品質保証機能**、④需要者に認識させて商品等の購入を促進させるための**宣伝広告機能**などがあります。

そもそも、商標制度は、「**業務上の信用維持**」と「**需要者の利益保護**」を目的としており、ただ乗り（商標に蓄積した信用への便乗）、希釈化（商標の普通名称化）、汚染（信用の毀損）などを防ぐこともできます。

(4) 転売

商標が付された商品を販売した後、購入者が転売しても商標権の効力は及ばないとされています。しかし、出所表示や品質保証など商標の機能を害すると商標権侵害となる場合があります。

例えば、商品を購入して別の容器に**小分け**し、その容器に同じ商標を付して販売した場合、商標権者が容認していない方法では、品質は維持できないし、信用も害することになるので、商標権侵害のおそれがあります。

また、仕入れた商品から商標を削り取ったり、塗り潰したり、覆い隠すなど**剥離抹消**して販売した場合、出所表示など商標の機能の発揮を妨げるものなので、商標権侵害のおそれがあります。

(5) 商標的使用

形式的に他人の商標を使用しても、識別力や出所表示など商標の機能を発揮していなければ、商標的使用とは言えず、商標権侵害とならない場合があります。

例えば、飲食店が販促品として無料配布するティッシュに商標を付けても、ティッシュ製造者ではなく、飲食サービス提供者の宣伝であり、ティッシュに商標を使用している訳ではありません。



こちら特許部

ニッポウ
NIPPO 日峯国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 **029-228-5622**

 info@nippo-patent.jp